

【第1号議案】

新発田市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

1 改正理由

法改正に伴い当協議会が作成する計画の名称及び当協議会委員に係る構成員の名称に変更が生じたことから、新発田市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）の一部を改正するもの。

2 改正内容

第1条中の「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改め、規約別表「法第6条第2項第2号委員・公共交通事業者等」の区分中の東日本旅客鉄道(株)新潟支社の「企画室長」を「企画戦略室長」に改めるもの。

3 施行日 令和3年4月15日

4 新旧対照表 別紙のとおり

【別紙】

新発田市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

改正案				現 行			
第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に係る協議を行うため並びに道路交通法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実状に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。 第2条～第15条 （略） <u>附 則</u> <u>この規約は、令和4年6月29日から施行し、令和3年4月15日から適用する。</u> 別表（第6条関係）				第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に係る協議を行うため並びに道路交通法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実状に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。 第2条～第15条 （略） 別表（第6条関係）			
区 分		関係する所属・団体等	構 成 員	区 分		関係する所属・団体等	構 成 員
法第6条第2項第1号委員	計画作成市町村	新発田市	副市長	法第6条第2項第1号委員	計画作成市町村	新発田市	副市長
法第6条第2項第2号委員 （関係事業者 道路等管理者）	公共交通事業者等	新潟交通観光バス（株）	新発田営業所長	法第6条第2項第2号委員 （関係事業者 道路等管理者）	公共交通事業者等	新潟交通観光バス（株）	新発田営業所長
		（公社）新潟県バス協会	専務理事			（公社）新潟県バス協会	専務理事
		新発田市ハイヤー・タクシー協会	会長			新発田市ハイヤー・タクシー協会	会長

		東日本旅客鉄道 (株)新潟支社	総務部 企画戦略 室長
	道路管理 者	国土交通省 北陸 地方整備局 新潟 国道事務所	計画課長
		新潟県 新発田地 域振興局	地域整備部長
		新発田市	維持管理課長
法第6条第2 項第3号委員 (公安委員会 利用者 その他)	公安委員 会	新潟県 新発田警 察署	交通課長
	地域公共 交通の利用 者	市街地循環バス 検討会議委員	NPO 法人七葉 理事長
		市民	新発田市自治会 連合会
			川東地区自治連 合会
			松浦地区公共交 通協議会
	その他必 要と認め られるも の	国土交通省 北陸 信越運輸局	交通政策部 交通 企画課長
		国土交通省 北陸 信越運輸局 新潟 運輸支局	首席運輸企画専 門官
		新潟県 新発田地 域振興局	企画振興部長
		日本労働組合総 連合会 新潟県連	事務局長

		東日本旅客鉄道 (株)新潟支社	総務部 企画室長
	道路管理 者	国土交通省 北陸 地方整備局 新潟 国道事務所	計画課長
		新潟県 新発田地 域振興局	地域整備部長
		新発田市	維持管理課長
法第6条第2 項第3号委員 (公安委員会 利用者 その他)	公安委員 会	新潟県 新発田警 察署	交通課長
	地域公共 交通の利用 者	市街地循環バス 検討会議委員	NPO 法人七葉 理事長
		市民	新発田市自治会 連合会
			川東地区自治連 合会
			松浦地区公共交 通協議会
	その他必 要と認め られるも の	国土交通省 北陸 信越運輸局	交通政策部 交通 企画課長
		国土交通省 北陸 信越運輸局 新潟 運輸支局	首席運輸企画専 門官
		新潟県 新発田地 域振興局	企画振興部長
		日本労働組合総 連合会 新潟県連	事務局長

		合会 下越地域協 議会	
		新発田商工会議 所	事務局長
		学識経験者	《必要に応じ参 集》

		合会 下越地域協 議会	
		新発田商工会議 所	事務局長
		学識経験者	《必要に応じ参 集》

新発田市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に係る協議を行うため並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、新発田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、新発田市中央町3丁目3番3号新発田市役所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 協議会の運営に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置くこととし、相互に兼ねることはできないものとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長は、新発田市副市長をもって充てる。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

5 会長は、副会長及び監査員を委員の中から指名する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、会長の職務を代理する。

7 監査員は、協議会の会計監査を行うこととし、会計監査の結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告する。

（委員の任期）

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

（事務局）

第8条 協議会の運営に関する事務を行うため、新発田市市民まちづくり支援課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、新発田市市民まちづくり支援課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、新発田市市民まちづくり支援課職員をもって充てる。

（協議会の運営）

第9条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとする。
- 4 協議会の議決の方法は、出席委員の総意で決定することとする。
- 5 4の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（国自旅第161号平成18年9月15日）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果は、協議会の議決があったものとする。
- 6 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 7 協議会で議決した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 8 会議は、原則として公開で行うこととし、協議会に関する情報は新発田市のホームページ等を利用して公表する。

（分科会の設置）

第10条 協議会は、計画の検討及び実施等に当たり、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

第11条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他をもって充てる。

（財務）

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項

は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第13条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用の弁償の額及び支給方法は、新発田市職員の旅費に関する条例（昭和43年新発田市条例第10号）の例による。

3 委員等が他の官公署から費用の弁償を受けたときは、この規約による費用の弁償はしない。

（協議会の解散等）

第14条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

（規約の変更）

第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年8月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月27日から施行し、平成23年5月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成25年5月31日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成28年5月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年8月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和3年6月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和4年6月29日から施行し、令和3年4月15日から適用する。

別表（第6条関係）

区 分		関係する所属・団体等	構 成 員
法第6条第2項 第1号委員	計画作成市町村	新発田市	副市長
法第6条第2項 第2号委員 （関係事業者 道路等管理者）	公共交通事業者 等	新潟交通観光バス（株）	新発田営業所長
		（公社）新潟県バス協会	専務理事
		新発田市ハイヤー・タクシー協会	会長
		東日本旅客鉄道（株）新潟支社	総務部 企画戦略室長
	道路管理者	国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所	計画課長
		新潟県 新発田地域振興局	地域整備部長
		新発田市	維持管理課長
法第6条第2項 第3号委員 （公安委員会 利 用 者 そ の 他）	公安委員会	新潟県 新発田警察署	交通課長
	地域公共交通の 利用者	市街地循環バス検討会議委員	NPO 法人七葉 理事長
		市民	新発田市自治会連合会
			川東地区自治連合会
			松浦地区公共交通協議会
	その他必要と認 めるもの	国土交通省 北陸信越運輸局	交通政策部 交通企画課長
		国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局	首席運輸企画専門官
		新潟県 新発田地域振興局	企画振興部長
		日本労働組合総連合会 新潟県連合会 下越地域協議会	事務局長
		新発田商工会議所	事務局長
		学識経験者	《必要に応じて参集》